

条 例 議 案 の 概 要

—令和7年12月定例会—
(追加議案)

目 次

議案第 173 号 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 174 号 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第 175 号 盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について	7
議案第 176 号 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について	29
議案第 177 号 盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	32

議案第 173 号

盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国及び県の状況等を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第 1 条及び第 2 条関係）

区分	現行	改定（7 年度）	改定（8 年度以降）
6 月期	1.725	1.725	1.75
12 月期	1.725	1.775	1.75
合計	3.45	3.50	3.50

3 施行期日

- (1) 令和 7 年度の支給割合改定に係る部分 公布の日
- (2) 令和 8 年度以降の支給割合改定に係る部分 令和 8 年 4 月 1 日

【第1条】盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条の2まで 略 (期末手当) 第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 第8条及び第9条 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。	○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号 改正 略 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条の2まで 略 (期末手当) 第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 第8条及び第9条 略 附 則 略
別表 略	別表 略

【第2条】盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条の2まで 略 (期末手当)	○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号 改正 略 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条の2まで 略 (期末手当)
第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。	第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30
第8条及び第9条 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。 2及び3 略 別表 略	第8条及び第9条 略 附 則 略 別表 略

議案第 174 号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国及び県の状況等を勘案し、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第 1 条及び第 2 条関係）

区分	現行	改定（7 年度）	改定（8 年度以降）
6 月期	1.725	1.725	1.75
12 月期	1.725	1.775	1.75
合計	3.45	3.50	3.50

3 施行期日

- (1) 令和 7 年度の支給割合改定に係る部分 公布の日
- (2) 令和 8 年度以降の支給割合改定に係る部分 令和 8 年 4 月 1 日

【第1条】盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当) 第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の177.5」とする。 第6条から第10条まで 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p>	<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当) 第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とする。 第6条から第10条まで 略 附 則 略</p>

【第2条】盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当) 第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の175」とする。 第6条から第10条まで 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。 2及び3 略</p>	<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当) 第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の177.5」とする。 第6条から第10条まで 略 附 則 略</p>

議案第175号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額及び手当の額の改定等をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部改正

ア 紙料表の改定

令和7年4月1日から給料月額を改め、その改定率は次のとおりとする。（第1条中別表第1及び別表第2の改正規定関係）

区分	行政職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)
改定率	3.20%	3.17%	3.26%

イ 初任給調整手当の改定

令和7年4月1日から、医療職給料表(1)の適用を受ける職員（医師）に対する支給月額の限度額を31万800円（現行31万円）に改める。（第1条中第17条の2第1項の改正規定関係）

ウ 通勤手当の改定

令和8年1月1日から、交通用具利用者に対する支給月額の限度額を4万2,100円（現行3万7,600円）に改める。（第1条中第26条第2項第2号の改正規定関係）

エ 期末手当及び勤勉手当の改定

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。（第1条中第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項並びに第2条中第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の改正規定関係）

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員等以外

区分	現行	改定(7年度)	改定(8年度以降)
6ヶ月期	期末手当	1.25	1.25
	勤勉手当	1.05	1.05
12ヶ月期	期末手当	1.25	1.275
	勤勉手当	1.05	1.075
合計	4.60	4.65	4.65

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員等

区分		現 行	改定(7年度)	改定(8年度以降)
6ヶ月期	期末手当	0.70	0.70	0.7125
	勤勉手当	0.50	0.50	0.5125
12ヶ月期	期末手当	0.70	0.725	0.7125
	勤勉手当	0.50	0.525	0.5125
合 計		2.40	2.45	2.45

(2) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部改正

ア 給料表の改定（特定任期付職員）

令和7年4月1日から給料月額を改め、その改定率を3.32%とする。（第3条中別表第1の改正規定関係）

イ 期末手当及び勤勉手当の改定（特定任期付職員）

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。（第3条中第7条第2項の改正規定及び第4条関係）

区分		現 行	改定(7年度)	改定(8年度以降)
6ヶ月期	期末手当	0.95	0.95	0.9625
	勤勉手当	0.875	0.875	0.8875
12ヶ月期	期末手当	0.95	0.975	0.9625
	勤勉手当	0.875	0.90	0.8875
合 計		3.65	3.70	3.70

(3) 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）の一部改正

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。（第5条及び第6条関係）

区分		現 行	改定(7年度)	改定(8年度以降)
6ヶ月期	期末手当	1.25	1.25	1.2625
	勤勉手当	1.05	1.05	1.0625
12ヶ月期	期末手当	1.25	1.275	1.2625
	勤勉手当	1.05	1.075	1.0625
合 計		4.60	4.65	4.65

3 施行期日

- (1) 2-(1)ア・イ及び2-(2)ア並びに2-(1)エ、2-(2)イ及び2-(3)（いずれも令和7年度の支給割合改定に係る部分に限る。） 公布の日
- (2) 2-(1)ウ 令和8年1月1日
- (3) 2-(1)エ、2-(2)イ及び2-(3)（いずれも令和8年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。） 令和8年4月1日

【第1条】盛岡市職員給与支給条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例</p> <p>改正 略</p> <p>令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市職員給与支給条例</p> <p>第1条から第6条まで 略</p> <p>第7条 納料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各納料表の適用範囲は、それぞれ当該納料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表（別表第1）</p> <p>(2) 医療職給料表（別表第2）</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>2 前項の納料表（以下「納料表」という。）は、第2条第2号に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表（別表第3）の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。</p> <p>4 級別基準職務表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。</p> <p>第8条から第17条まで 略</p> <p>第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額31万800円</p> <p>(2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額6万円</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第18条から第25条の3まで 略</p> <p>第26条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市職員給与支給条例</p> <p>第1条から第6条まで 略</p> <p>第7条 納料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各納料表の適用範囲は、それぞれ当該納料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表（別表第1）</p> <p>(2) 医療職給料表（別表第2）</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>2 前項の納料表（以下「納料表」という。）は、第2条第2号に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表（別表第3）の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。</p> <p>4 級別基準職務表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。</p> <p>第8条から第17条まで 略</p> <p>第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額31万円</p> <p>(2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額6万円</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第18条から第25条の3まで 略</p> <p>第26条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、</p>

改正後	改正前
<p>5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)(職員が勤務所を異にして異動し、又は職員の勤務する勤務所の移転に伴い引き続き移転後の勤務所に勤務することとなつた場合において、新たに1箇月当たりの運賃等相当額が5万5,000円を超えることとなるとき又は1箇月当たりの運賃等相当額のうち当該職員の負担する額が当該職員の異動等前に負担していた額を超えることとなるときは、当該1箇月当たりの運賃等相当額又は当該1箇月当たりの運賃等相当額から当該負担していた額を控除した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離(育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあつては、通勤距離及び通勤回数)に応じ、支給単位期間につき、<u>4万2,100円</u>を超えない範囲内で規則で定める額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)(職員が勤務所を異にして異動し、又は職員の勤務する勤務所の移転に伴い引き続き移転後の勤務所に勤務することとなつた場合において、新たに1箇月当たりの運賃等相当額が5万5,000円を超えることとなるとき又は1箇月当たりの運賃等相当額のうち当該職員の負担する額が当該職員の異動等前に負担していた額を超えることとなるときは、当該1箇月当たりの運賃等相当額又は当該1箇月当たりの運賃等相当額から当該負担していた額を控除した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p>4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</p> <p>5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に關し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)(職員が勤務所を異にして異動し、又は職員の勤務する勤務所の移転に伴い引き続き移転後の勤務所に勤務することとなつた場合において、新たに1箇月当たりの運賃等相当額が5万5,000円を超えることとなるとき又は1箇月当たりの運賃等相当額のうち当該職員の負担する額が当該職員の異動等前に負担していた額を超えることとなるときは、当該1箇月当たりの運賃等相当額又は当該1箇月当たりの運賃等相当額から当該負担していた額を控除した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離(育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあつては、通勤距離及び通勤回数)に応じ、支給単位期間につき、<u>3万7,600円</u>を超えない範囲内で規則で定める額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)(職員が勤務所を異にして異動し、又は職員の勤務する勤務所の移転に伴い引き続き移転後の勤務所に勤務することとなつた場合において、新たに1箇月当たりの運賃等相当額が5万5,000円を超えることとなるとき又は1箇月当たりの運賃等相当額のうち当該職員の負担する額が当該職員の異動等前に負担していた額を超えることとなるときは、当該1箇月当たりの運賃等相当額又は当該1箇月当たりの運賃等相当額から当該負担していた額を控除した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p>4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</p> <p>5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に關し必要な事項は、規則で定める。</p>
第27条から第33条の3まで 略	第27条から第33条の3まで 略
<p>第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮し</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮し</p>

改正後	改正前
て規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。	て規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
6 第2項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、規則で定める。 第33条の4の2及び第33条の4の3 略	6 第2項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、規則で定める。 第33条の4の2及び第33条の4の3 略
第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額
3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。	3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。	4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。
5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。	5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
第33条の6から第37条まで 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第1号） (施行期日等)	第33条の6から第37条まで 略 附 則 略
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和8年1月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は同年4月1日から施行する。	
2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の規定、改正後の任期付職員条例第7条第2項の規定並びに第5条の規定による改正後の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）第19条第2項及び第22条第2項の規定は同年12月1日から適用する。 (令和7年4月1日前の異動者の号給の調整)	2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の規定、改正後の任期付職員条例第7条第2項の規定並びに第5条の規定による改正後の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）第19条第2項及び第22条第2項の規定は同年12月1日から適用する。 (令和7年4月1日前の異動者の号給の調整)
3 令和7年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるとところにより、必要な調整を行うことができる。 (給与の内払)	3 令和7年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるとところにより、必要な調整を行うことができる。
4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定	4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定

改正後

改正前

による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び第5条の規定による改正前の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与及び改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1 行政職給料表（第7条関係）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	197,10 0	243,70 0	278,40 0	312,30 0	335,30 0	369,90 0	424,30 0	476,00 0
	2	198,20 0	245,00 0	279,40 0	313,80 0	337,20 0	371,60 0	426,20 0	481,30 0
	3	199,40 0	246,40 0	280,40 0	315,20 0	339,00 0	373,20 0	428,10 0	486,20 0
	4	200,50 0	247,90 0	281,40 0	316,60 0	340,70 0	374,80 0	430,00 0	490,90 0
	5	201,60 0	249,30 0	282,50 0	318,10 0	342,40 0	376,50 0	431,80 0	494,90 0
	6	203,30 0	250,70 0	283,50 0	319,20 0	344,10 0	378,30 0	433,60 0	498,30 0
	7	204,90 0	252,10 0	284,40 0	320,20 0	345,90 0	379,80 0	435,40 0	501,20 0
	8	206,50 0	253,50 0	285,40 0	321,40 0	347,50 0	381,40 0	437,20 0	503,70 0
	9	208,00 0	254,90 0	286,40 0	322,60 0	349,10 0	382,70 0	438,80 0	505,70 0
	10	209,80 0	256,20 0	287,40 0	324,20 0	350,80 0	384,30 0	440,30 0	
	11	211,40 0	257,50 0	288,40 0	325,90 0	352,50 0	386,00 0	441,90 0	
	12	213,00 0	258,80 0	289,40 0	327,50 0	354,10 0	387,50 0	443,40 0	
	13	214,50 0	260,10 0	290,50 0	328,90 0	355,70 0	389,40 0	444,90 0	
	14	216,20 0	261,40 0	291,80 0	330,50 0	357,30 0	391,30 0	446,00 0	
	15	217,90 0	262,70 0	293,10 0	332,10 0	358,90 0	393,20 0	447,30 0	
	16	219,60 0	263,90 0	294,30 0	333,80 0	360,40 0	395,10 0	448,50 0	
	17	220,80 0	265,10 0	295,50 0	335,20 0	361,80 0	396,60 0	449,70 0	
	18	222,50 0	266,10 0	296,80 0	336,90 0	363,60 0	398,40 0	451,00 0	
	19	224,10 0	267,20 0	298,10 0	338,50 0	365,20 0	400,10 0	452,40 0	
	20	225,60 0	268,30 0	299,30 0	340,10 0	366,80 0	401,70 0	453,60 0	
	21	227,10 0	269,20 0	300,30 0	341,50 0	367,90 0	403,40 0	454,80 0	
	22	228,70 0	270,20 0	301,50 0	343,30 0	369,40 0	404,80 0	455,60 0	
	23	230,30 0	271,30 0	302,70 0	345,00 0	370,90 0	406,30 0	456,40 0	
	24	232,00 0	272,30 0	304,00 0	346,60 0	372,50 0	407,70 0	457,20 0	

別表第1 行政職給料表（第7条関係）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	184,80 0	231,70 0	267,40 0	301,30 0	324,00 0	358,30 0	411,90 0	462,40 0
	2	185,90 0	233,20 0	268,40 0	302,80 0	325,90 0	360,00 0	413,80 0	467,90 0
	3	187,10 0	234,70 0	269,40 0	304,30 0	327,70 0	361,60 0	415,70 0	472,90 0
	4	188,20 0	236,30 0	270,40 0	305,70 0	329,40 0	363,20 0	417,60 0	477,70 0
	5	189,30 0	237,80 0	271,50 0	307,20 0	331,10 0	364,90 0	419,40 0	481,70 0
	6	191,00 0	239,30 0	272,50 0	308,30 0	332,80 0	366,70 0	421,20 0	485,20 0
	7	192,60 0	240,80 0	273,50 0	309,30 0	334,60 0	368,20 0	423,00 0	488,20 0
	8	194,20 0	242,30 0	274,50 0	310,50 0	336,30 0	369,80 0	424,80 0	490,70 0
	9	195,80 0	243,80 0	275,50 0	311,70 0	337,90 0	371,20 0	426,40 0	492,70 0
	10	197,60 0	245,30 0	276,50 0	313,30 0	339,60 0	372,80 0	427,90 0	
	11	199,20 0	246,70 0	277,50 0	315,00 0	341,30 0	374,50 0	429,50 0	
	12	200,80 0	248,10 0	278,60 0	316,60 0	342,90 0	376,00 0	431,00 0	
	13	202,40 0	249,40 0	279,70 0	318,10 0	344,50 0	377,90 0	432,50 0	
	14	204,10 0	250,70 0	281,00 0	319,70 0	346,10 0	379,80 0	433,60 0	
	15	205,80 0	252,00 0	282,30 0	321,30 0	347,70 0	381,70 0	434,90 0	
	16	207,50 0	253,20 0	283,50 0	323,00 0	349,20 0	383,60 0	436,10 0	
	17	208,80 0	254,40 0	284,80 0	324,50 0	350,60 0	385,10 0	437,30 0	
	18	210,50 0	255,40 0	286,10 0	326,20 0	352,40 0	386,90 0	438,60 0	
	19	212,10 0	256,50 0	287,40 0	327,80 0	354,00 0	388,60 0	440,00 0	
	20	213,60 0	257,60 0	288,60 0	329,40 0	355,60 0	390,20 0	441,20 0	
	21	215,10 0	258,60 0	289,70 0	330,80 0	356,80 0	391,90 0	442,40 0	
	22	216,70 0	259,60 0	290,90 0	332,60 0	358,30 0	393,30 0	443,20 0	
	23	218,30 0	260,70 0	292,20 0	334,30 0	359,80 0	394,80 0	444,00 0	
	24	220,00 0	261,70 0	293,50 0	335,90 0	361,40 0	396,20 0	444,80 0	

改正後								改正前							
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
25	233, 60	273, 30	305, 40	347, 80	374, 20	409, 10	457, 80	25	221, 60	262, 70	294, 90	337, 10	363, 10	397, 60	445, 40
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
26	235, 30	274, 20	306, 40	349, 70	376, 00	410, 30	458, 40	26	223, 30	263, 60	295, 90	339, 00	364, 90	398, 80	446, 00
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
27	236, 60	275, 00	307, 40	351, 50	377, 60	411, 50	459, 00	27	224, 60	264, 50	296, 90	340, 80	366, 60	400, 00	446, 60
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
28	237, 90	275, 80	308, 40	353, 10	379, 30	412, 50	459, 60	28	225, 90	265, 30	298, 00	342, 40	368, 30	401, 00	447, 20
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
29	239, 30	276, 60	309, 50	354, 60	380, 70	413, 60	460, 40	29	227, 30	266, 10	299, 10	343, 90	369, 70	402, 10	448, 00
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
30	240, 40	277, 40	310, 70	356, 20	382, 00	414, 80	461, 20	30	228, 40	266, 90	300, 30	345, 50	371, 00	403, 30	448, 80
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
31	241, 50	278, 20	311, 90	357, 80	383, 30	415, 90	461, 60	31	229, 50	267, 70	301, 50	347, 10	372, 30	404, 40	449, 20
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
32	242, 60	279, 00	313, 10	359, 40	384, 70	417, 10	462, 40	32	230, 60	268, 60	302, 70	348, 70	373, 70	405, 60	450, 00
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
33	243, 70	279, 70	314, 20	361, 20	385, 80	417, 80	462, 90	33	231, 70	269, 30	303, 90	350, 50	374, 80	406, 30	450, 50
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
34	244, 60	280, 50	315, 50	363, 00	386, 70	418, 50	463, 30	34	232, 80	270, 10	305, 20	352, 30	375, 70	407, 00	450, 90
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
35	245, 50	281, 30	316, 80	364, 80	387, 70	419, 10	463, 70	35	233, 90	270, 90	306, 50	354, 10	376, 70	407, 70	451, 30
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
36	246, 60	282, 00	318, 10	366, 60	388, 70	419, 80	464, 10	36	235, 10	271, 70	307, 80	355, 90	377, 80	408, 40	451, 70
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
37	247, 60	282, 70	319, 30	368, 10	389, 50	420, 20	464, 50	37	236, 20	272, 40	309, 10	357, 40	378, 60	408, 80	452, 10
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
38	248, 50	283, 50	320, 70	369, 50	390, 40	420, 80	464, 80	38	237, 20	273, 20	310, 50	358, 80	379, 50	409, 40	452, 50
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
39	249, 40	284, 10	322, 00	370, 90	391, 30	421, 30	465, 10	39	238, 20	273, 90	311, 80	360, 20	380, 40	409, 90	452, 90
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
40	250, 20	284, 90	323, 30	372, 40	392, 10	421, 70	465, 40	40	239, 10	274, 70	313, 10	361, 70	381, 20	410, 30	453, 20
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
41	251, 00	285, 50	324, 60	373, 90	392, 90	422, 10	465, 70	41	240, 00	275, 30	314, 40	363, 20	382, 00	410, 70	453, 50
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
42	251, 70	286, 20	325, 80	374, 70	393, 80	422, 30	466, 00	42	240, 90	276, 10	315, 70	364, 00	382, 90	410, 90	453, 90
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
43	252, 30	286, 90	327, 10	375, 60	394, 60	422, 60	466, 30	43	241, 70	276, 90	317, 00	365, 00	383, 70	411, 20	454, 20
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
44	252, 90	287, 60	328, 30	376, 60	395, 30	422, 90	466, 60	44	242, 50	277, 60	318, 20	366, 00	384, 40	411, 50	454, 50
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
45	253, 70	288, 30	329, 20	377, 50	396, 00	423, 20	466, 90	45	243, 30	278, 30	319, 10	366, 90	385, 10	411, 80	454, 80
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
46	254, 30	288, 90	330, 50	378, 60	396, 70	423, 50		46	243, 90	279, 00	320, 40	368, 00	385, 80	412, 10	
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
47	254, 90	289, 60	331, 80	379, 50	397, 40	423, 80		47	244, 50	279, 70	321, 70	368, 90	386, 50	412, 40	
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
48	255, 50	290, 30	333, 10	380, 50	398, 10	424, 10		48	245, 10	280, 50	323, 00	369, 90	387, 20	412, 70	
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
49	256, 00	291, 00	334, 20	381, 40	398, 60	424, 30		49	245, 70	281, 20	324, 20	370, 80	387, 70	412, 90	
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
50	256, 60	291, 60	335, 50	382, 20	399, 20	424, 60		50	246, 30	281, 90	325, 50	371, 60	388, 30	413, 20	
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
51	257, 20	292, 30	336, 70	382, 90	399, 80	424, 80		51	246, 90	282, 60	326, 70	372, 30	388, 90	413, 50	
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
52	257, 70	293, 00	338, 00	383, 50	400, 50	425, 10		52	247, 40	283, 30	328, 00	372, 90	389, 60	413, 80	
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
53	258, 10	293, 50	339, 30	383, 90	400, 90	425, 40		53	247, 90	283, 90	329, 30	373, 30	390, 00	414, 10	
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
54	258, 50	294, 10	340, 30	384, 50	401, 50	425, 70		54	248, 30	284, 60	330, 40	373, 90	390, 60	414, 40	
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
55	258, 90	294, 70	341, 40	385, 10	402, 10	426, 00		55	248, 70	285, 20	331, 50	374, 60	391, 20	414, 70	

改正後							改正前						
		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
56	259, 20	295, 40	342, 50	385, 80	402, 60	426, 30	56	249, 00	285, 90	332, 60	375, 30	391, 70	415, 00
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
57	259, 50	296, 00	343, 20	386, 10	403, 00	426, 50	57	249, 30	286, 50	333, 30	375, 60	392, 10	415, 20
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
58	259, 80	296, 70	344, 10	386, 80	403, 60	426, 80	58	249, 60	287, 30	334, 20	376, 30	392, 70	415, 50
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
59	260, 10	297, 30	344, 80	387, 50	404, 20	427, 10	59	249, 90	287, 90	334, 90	377, 00	393, 30	415, 80
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
60	260, 40	298, 00	345, 60	388, 10	404, 80	427, 50	60	250, 20	288, 60	335, 70	377, 60	393, 90	416, 20
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
61	260, 70	298, 60	346, 40	388, 40	405, 20	427, 70	61	250, 50	289, 20	336, 50	377, 90	394, 30	416, 40
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
62	261, 00	299, 20	346, 80	388, 90	405, 70	428, 00	62	250, 80	289, 90	336, 90	378, 40	394, 80	416, 70
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
63	261, 30	299, 70	347, 40	389, 50	406, 20	428, 30	63	251, 10	290, 50	337, 60	379, 00	395, 30	417, 00
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
64	261, 60	300, 20	348, 10	390, 10	406, 80	428, 50	64	251, 40	291, 00	338, 30	379, 60	395, 90	417, 20
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
65	261, 90	300, 70	348, 90	390, 40	407, 10	428, 70	65	251, 70	291, 50	339, 10	379, 90	396, 20	417, 40
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
66	262, 20	301, 30	349, 60	391, 00	407, 50		66	252, 00	292, 10	339, 80	380, 50	396, 60	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
67	262, 60	301, 80	350, 30	391, 70	407, 80		67	252, 40	292, 60	340, 50	381, 20	397, 00	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
68	262, 90	302, 40	350, 90	392, 30	408, 20		68	252, 70	293, 20	341, 10	381, 80	397, 40	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
69	263, 20	302, 90	351, 40	392, 80	408, 50		69	253, 00	293, 80	341, 60	382, 30	397, 70	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
70	263, 50	303, 40	352, 00	393, 30	408, 80		70	253, 30	294, 30	342, 20	382, 80	398, 00	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
71	263, 80	303, 90	352, 50	393, 90	409, 10		71	253, 60	294, 90	342, 70	383, 40	398, 30	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
72	264, 10	304, 50	353, 10	394, 40	409, 30		72	253, 90	295, 50	343, 30	383, 90	398, 50	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
73	264, 40	305, 00	353, 40	394, 90	409, 50		73	254, 20	296, 00	343, 60	384, 40	398, 70	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
74	264, 70	305, 40	353, 90	395, 50	409, 80		74	254, 50	296, 50	344, 10	385, 00	399, 00	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
75	265, 00	305, 70	354, 20	395, 90	410, 10		75	254, 80	296, 90	344, 50	385, 50	399, 30	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
76	265, 30	306, 00	354, 60	396, 20	410, 30		76	255, 10	297, 20	344, 90	385, 80	399, 50	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
77	265, 60	306, 20	355, 00	396, 60	410, 50		77	255, 40	297, 40	345, 30	386, 20	399, 70	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
78	265, 90	306, 50	355, 50	397, 10	410, 80		78	255, 70	297, 70	345, 80	386, 70	400, 00	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
79	266, 20	306, 70	356, 00	397, 50	411, 10		79	256, 00	297, 90	346, 30	387, 10	400, 30	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
80	266, 50	307, 00	356, 50	397, 90	411, 30		80	256, 30	298, 20	346, 80	387, 50	400, 50	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
81	266, 80	307, 20	356, 80	398, 30	411, 50		81	256, 60	298, 40	347, 10	387, 90	400, 70	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
82	267, 20	307, 40	357, 20	398, 80	411, 80		82	257, 00	298, 60	347, 50	388, 40	401, 00	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
83	267, 50	307, 70	357, 60	399, 20	412, 10		83	257, 30	298, 90	347, 90	388, 80	401, 30	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
84	267, 80	307, 90	358, 10	399, 60	412, 30		84	257, 60	299, 10	348, 40	389, 20	401, 50	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
85	268, 10	308, 20	358, 40	399, 90	412, 50		85	257, 90	299, 40	348, 70	389, 50	401, 70	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
86	268, 40	308, 40	358, 80	400, 40	412, 70		86	258, 20	299, 70	349, 10	390, 00	402, 00	

改正後					改正前					
87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	268, 70	308, 70	359, 20	400, 80	413, 00	258, 50	300, 00	349, 50	390, 40	402, 30
88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	269, 00	309, 00	359, 60	401, 20	413, 20	258, 80	300, 30	349, 90	390, 80	402, 50
89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	269, 30	309, 30	359, 80	401, 50	413, 40	259, 10	300, 60	350, 10	391, 10	402, 70
90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	269, 60	309, 60	360, 20	402, 00		259, 40	300, 90	350, 50	391, 60	
91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	269, 90	309, 90	360, 60	402, 40		259, 70	301, 20	350, 90	392, 00	
92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	270, 20	310, 20	361, 00	402, 80		260, 00	301, 60	351, 30	392, 40	
93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	270, 50	310, 40	361, 20	403, 10		260, 30	301, 80	351, 50	392, 70	
94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	310, 60	361, 50				302, 00	351, 90			
95	0	0				302, 30	352, 30			
96	310, 90	361, 90				302, 70	352, 60			
97	0	0				303, 00	352, 90			
98	311, 30	362, 20				303, 30	353, 30			
99	0	0				303, 70	353, 70			
100	311, 60	362, 50				304, 10	354, 10			
101	0	0				304, 30	354, 60			
102	311, 90	362, 90				304, 60	355, 00			
103	0	0				304, 90	355, 40			
104	312, 20	363, 30				305, 20	355, 80			
105	0	0				305, 40	356, 30			
106	312, 60	363, 70				305, 70	356, 70			
107	0	0				306, 00	357, 00			
108	312, 90	365, 90				306, 30	357, 30			
109	0	0				306, 60	357, 60			
110	313, 20	366, 30				306, 90	357, 90			
111	0	0				307, 20	358, 20			
112	313, 60	366, 60				307, 50	358, 50			
113	0	0				307, 80	358, 80			
114	313, 90	366, 90				308, 00	359, 00			
115	0	0				308, 30	359, 30			
116	314, 20	367, 30				308, 60	359, 60			
117	0	0				308, 90	359, 90			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第7条関係）

(1) 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

表第2 医療職給料表（第7条関係）

(1) 医療職給料表(1)

改正後					改正前				
32	394,700	466,400	525,000		32	380,100	452,100	510,200	
	396,400	467,700	526,500			381,900	453,500	511,700	
33	398,200	469,100	527,800		33	383,700	454,900	513,000	
	399,800	470,400	529,100			385,300	456,300	514,300	
34	401,100	471,800	530,400		34	386,700	457,700	515,600	
	402,500	473,200	531,400			388,100	459,100	516,600	
35	403,900	474,900	532,700		35	389,600	460,800	517,900	
	405,300	476,500	534,000			391,100	462,400	519,200	
36	406,700	478,000	535,300		36	392,600	464,000	520,500	
	408,200	479,600	536,300			394,100	465,600	521,500	
37	408,900	480,800	537,100		37	394,800	466,800	522,300	
	409,500	481,900	537,900			395,400	468,000	523,100	
38	410,100	483,000	538,700		38	396,100	469,100	523,900	
	410,900	484,000	539,600			397,000	470,100	524,800	
39	411,500	484,900	540,400		39	397,600	471,100	525,600	
	412,100	485,800	541,200			398,200	472,000	526,400	
40	412,600	486,600	541,900		40	398,800	472,800	527,100	
	413,100	487,300	542,700			399,400	473,500	527,900	
41	413,500	488,000	543,500		41	399,900	474,200	528,700	
	414,000	488,700	544,200			400,400	474,900	529,400	
42	414,400	489,300	545,100		42	400,900	475,500	530,300	
	414,800	489,900	546,000			401,400	476,200	531,200	
43	415,100	490,600	546,800		43	401,800	476,900	532,000	
	415,400	491,200	547,700			402,200	477,500	532,900	
44	415,800	491,800	548,600		44	402,600	478,100	533,800	
	416,100	492,100	549,400			403,000	478,400	534,600	
45	416,500	492,700	550,200		45	403,400	479,000	535,500	
	416,800	493,300	551,000			403,800	479,700	536,400	
46	417,200	494,000	551,700		46	404,200	480,400	537,100	
	417,600	494,400	552,500			404,600	480,800	537,900	
47	417,900	495,000	553,400		47	405,000	481,400	538,800	
	418,200	495,700	554,300			405,400	482,100	539,700	
48	418,500	496,400	555,200		48	405,800	482,800	540,600	
	418,800	496,800	556,000			406,100	483,200	541,400	
49	497,400	556,900			49	483,800	542,300		
	498,000	557,800				484,400	543,200		
50	498,500	558,700			50	484,900	544,100		
	499,000	559,500				485,400	544,900		
51	499,500	560,400			51	485,900	545,800		
	500,000	561,300				486,400	546,700		
52	500,500	562,200			52	486,900	547,600		
	500,900	563,000				487,300	548,400		
53	501,400				53	487,800			
	501,800					488,200			
54	502,200				54	488,700			
	502,700					489,200			
55	503,300				55	489,800			
	503,800					490,400			
56	504,200				56	490,800			
	504,700					491,300			
57	505,300				57	491,900			
	505,900					492,500			
58	506,400				58	493,000			
	506,900					493,500			
59	312,900	356,500	412,800	488,500	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
						円	円	円	円
60	301,700	344,400	399,500	473,300	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
						円	円	円	円

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

職員の	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

職員の	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級

改正後										改正前									
区分	級							区分	級										
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額			給料月 額									
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	223,100	256,400	296,100	309,700	333,500	376,600	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	209,100	242,300	284,000	297,600	322,000	365,200				
	2	225,000	258,500	296,600	310,200	334,500	378,300		2	211,000	244,500	284,500	298,200	323,000	366,900				
	3	226,900	260,700	297,100	310,700	335,500	380,000		3	212,900	246,700	285,000	298,800	324,000	368,600				
	4	228,600	262,900	297,600	311,200	336,400	381,700		4	214,600	248,900	285,500	299,300	325,000	370,300				
	5	230,300	265,100	298,000	311,700	337,400	383,500		5	216,300	251,100	286,000	299,800	326,000	372,100				
	6	232,200	266,200	298,500	312,200	338,700	385,600		6	218,200	252,200	286,500	300,400	327,300	374,200				
	7	234,000	267,000	299,000	312,800	339,900	387,600		7	220,000	253,100	287,000	301,000	328,500	376,200				
	8	235,700	267,900	299,400	313,200	341,100	389,600		8	221,700	254,000	287,500	301,500	329,700	378,200				
	9	237,400	268,700	299,900	313,700	342,000	391,300		9	223,400	254,900	288,100	302,000	330,800	379,900				
	10	239,300	269,800	300,400	314,200	343,200	393,400		10	225,400	256,100	288,600	302,600	332,000	382,000				
	11	241,300	271,000	300,900	314,900	344,300	395,600		11	227,400	257,300	289,100	303,300	333,100	384,200				
	12	243,200	271,900	301,400	315,400	345,500	397,600		12	229,300	258,200	289,600	303,800	334,300	386,200				
	13	245,000	272,700	301,800	315,800	346,500	399,500		13	231,200	259,000	290,100	304,300	335,400	388,100				
	14	247,000	273,400	302,300	316,400	347,600	401,100		14	233,200	259,700	290,600	305,000	336,600	389,700				
	15	249,000	274,100	302,700	317,100	348,700	402,900		15	235,200	260,400	291,100	305,700	337,700	391,500				
	16	251,000	274,900	303,200	317,700	349,800	404,700		16	237,200	261,300	291,600	306,400	338,800	393,300				
	17	253,100	276,000	303,700	318,300	350,900	406,500		17	239,300	262,400	292,100	307,100	339,900	395,100				
	18	255,100	276,900	304,100	319,200	352,000	408,200		18	241,300	263,500	292,600	308,000	341,100	396,800				
	19	257,200	277,900	304,600	320,100	353,200	410,200		19	243,400	264,700	293,100	309,000	342,300	398,700				
	20	259,200	278,800	305,000	321,000	354,300	411,900		20	245,400	265,800	293,600	309,900	343,400	400,400				
	21	261,100	279,800	305,600	321,800	355,400	413,600		21	247,300	266,900	294,200	310,700	344,500	402,100				
	22	262,400	280,800	306,000	322,700	356,600	415,300		22	248,600	268,000	294,700	311,600	345,700	403,800				
	23	263,500	281,700	306,500	323,600	357,700	417,200		23	249,800	269,100	295,200	312,500	346,800	405,700				
	24	264,600	282,700	306,900	324,400	358,800	419,000		24	250,900	270,200	295,700	313,400	347,900	407,400				
	25	265,700	283,500	307,400	325,200	359,800	420,600		25	252,000	271,200	296,200	314,200	349,000	409,000				
	26	266,500	284,500	308,000	326,100	361,100	422,300	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	26	252,900	272,400	296,800	315,200	350,300	410,700				
	27	267,400	285,400	308,700	327,000	362,500	424,100		27	253,800	273,500	297,600	316,100	351,700	412,500				
	28	268,200	286,300	309,400	327,900	363,800	425,900		28	254,700	274,500	298,400	317,000	353,000	414,300				
	29	269,100	287,300	310,200	328,600	365,000	427,400		29	255,600	275,500	299,200	317,800	354,200	415,800				
	30	269,800	288,000	310,900	329,700	366,500	429,000		30	256,400	276,200	300,000	318,900	355,700	417,400				
	31	270,500	288,700	311,600	330,800	368,000	430,500		31	257,100	276,900	300,800	320,000	357,200	418,900				
	32	271,200	289,400	312,400	331,800	369,500	431,800		32	257,800	277,600	301,600	321,100	358,700	420,200				
	33	272,000	290,100	313,100	333,000	370,700	433,000		33	258,600	278,400	302,300	322,300	359,900	421,300				
	34	272,600	290,700	313,900	334,000	372,300	434,100		34	259,400	279,000	303,100	323,400	361,500	422,400				
	35	273,200	291,200	314,600	335,100	373,700	435,300		35	260,200	279,500	303,900	324,500	362,900	423,500				
	36	273,700	291,600	315,400	336,200	375,100	436,500		36	260,900	280,000	304,700	325,600	364,300	424,700				
	37	274,400	292,000	316,100	337,300	376,500	437,800		37	261,700	280,500	305,500	326,700	365,700	426,000				
	38	275,100	292,600	316,900	338,400	377,500	438,900		38	262,600	281,100	306,300	327,900	366,700	427,100				
	39	275,800	293,100	317,700	339,500	378,900	440,200		39	263,500	281,600	307,100	329,000	368,100	428,400				
	40	276,500	293,500	318,500	340,700	380,200	441,400		40	264,300	282,100	307,900	330,200	369,400	429,500				
	41	277,200	294,000	319,100	341,500	381,500	442,600		41	265,100	282,500	308,600	331,000	370,700	430,700				
	42	277,800	294,400	320,000	342,600	383,000	443,600		42	266,000	283,000	309,600	332,100	372,200	431,700				
	43	278,500	294,800	321,000	343,700	384,300	444,700		43	266,800	283,500	310,600	333,200	373,500	432,800				
	44	279,100	295,300	322,000	344,700	385,600	445,800		44	267,600	284,000	311,600	334,200	374,800	433,900				
	45	279,900	296,000	322,800	345,600	387,100	446,800		45	268,400	284,600	312,500	335,200	376,300	434,900				
	46	280,700	296,400	323,800	346,500	388,300	447,300		46	269,200	285,100	313,500	336,200	377,500	435,400				
	47	281,400	296,800	324,800	347,500	389,400	447,800		47	269,900	285,600	314,500	337,200	378,600	436,000				
	48	282,000	297,200	325,700	348,500	390,600	448,200		48	270,500	286,100	315,400	338,200	379,800	436,400				
	49	282,500	297,800	326,600	349,800	391,700	448,800		49	271,100	286,600	316,300	339,500	380,900	437,000				
	50	283,000	298,200	327,500	351,100	392,600	449,300		50	271,600	287,100	317,300	340,800	381,800	437,500				
	51	283,400	298,600	328,500	352,300	393,700	449,700		51	272,100	287,600	318,300	342,000	382,900	437,900				
	52	283,800	299,100	329,600	353,500	394,600	450,200												

改正後							改正前						
58	286,300	302,100	335,000	360,000	399,000		58	275,200	291,500	325,000	349,700	388,200	
59	286,600	302,800	336,000	361,100	399,700		59	275,600	292,300	326,000	350,800	388,900	
60	286,900	303,500	336,900	362,300	400,300		60	276,000	293,000	326,900	352,000	389,500	
61	287,300	304,300	337,900	363,400	400,900		61	276,400	293,800	327,900	353,100	390,100	
62	287,700	305,200	339,000	364,600	401,500		62	276,800	294,700	329,100	354,300	390,700	
63	288,100	306,100	340,200	365,800	402,200		63	277,200	295,600	330,300	355,500	391,400	
64	288,400	306,800	341,400	366,800	402,800		64	277,600	296,400	331,500	356,500	392,000	
65	288,700	307,500	342,100	367,800	403,500		65	278,000	297,200	332,200	357,500	392,700	
66	289,100	308,400	343,200	368,800	404,000		66	278,400	298,100	333,300	358,500	393,200	
67	289,600	309,200	344,300	369,900	404,700		67	278,900	298,900	334,400	359,600	393,900	
68	289,900	310,000	345,200	371,100	405,200		68	279,300	299,700	335,300	360,800	394,400	
69	290,300	310,800	346,300	371,900	405,600		69	279,700	300,600	336,400	361,600	394,800	
70	290,800	311,700	347,000	373,000	406,200		70	280,200	301,500	337,100	362,700	395,400	
71	291,200	312,600	348,200	374,100	406,600		71	280,700	302,400	338,300	363,800	395,900	
72	291,500	313,400	349,300	375,100	406,900		72	281,100	303,300	339,400	364,800	396,200	
73	291,900	314,300	350,400	375,800	407,200		73	281,500	304,200	340,500	365,500	396,500	
74	292,400	315,100	351,600	376,600	407,700		74	282,100	305,100	341,700	366,300	397,000	
75	292,900	316,000	352,700	377,400	408,100		75	282,700	306,000	342,800	367,100	397,400	
76	293,500	316,900	353,800	378,100	408,400		76	283,300	306,900	343,900	367,800	397,700	
77	294,000	317,800	354,900	378,700	408,700		77	283,800	307,800	345,000	368,400	398,000	
78	294,500	318,700	356,000	379,200	409,200		78	284,400	308,800	346,100	368,900	398,500	
79	295,100	319,700	357,000	379,700	409,700		79	285,000	309,800	347,100	369,400	399,000	
80	295,500	320,600	358,100	380,200	410,100		80	285,500	310,700	348,200	369,900	399,400	
81	296,000	321,100	359,100	380,800	410,400		81	286,000	311,200	349,200	370,500	399,700	
82	296,400	321,900	360,100	381,400	410,800		82	286,500	312,100	350,200	371,100	400,100	
83	296,900	322,800	361,000	381,900	411,300		83	287,000	313,000	351,100	371,600	400,600	
84	297,400	323,600	362,000	382,400	411,700		84	287,500	313,800	352,100	372,100	401,000	
85	297,800	324,400	362,900	382,800	412,100		85	288,000	314,600	353,000	372,500	401,400	
86	298,300	325,300	363,700	383,200	412,500		86	288,600	315,600	353,800	372,900	401,800	
87	298,800	326,400	364,500	383,800	413,000		87	289,100	316,700	354,600	373,500	402,300	
88	299,300	327,400	365,300	384,300	413,400		88	289,600	317,700	355,400	374,000	402,700	
89	299,700	328,300	365,900	384,600	413,800		89	290,100	318,600	356,000	374,300	403,100	
90	300,200	329,300	366,500	385,100	414,200		90	290,600	319,700	356,600	374,800	403,500	
91	300,700	330,300	367,100	385,400	414,700		91	291,100	320,700	357,200	375,200	404,000	
92	301,200	331,300	367,700	385,700	415,100		92	291,600	321,700	357,800	375,500	404,400	
93	301,700	332,100	368,100	386,300	415,600		93	292,100	322,500	358,200	376,100	404,900	
94	302,100	332,800	368,500	386,800	416,000		94	292,700	323,200	358,600	376,600	405,300	
95	302,600	333,500	369,000	387,300	416,500		95	293,300	323,900	359,100	377,100	405,800	
96	303,200	334,100	369,500	387,800	416,900		96	293,900	324,500	359,600	377,600	406,200	
97	303,800	334,600	370,000	388,400	417,300		97	294,500	325,000	360,100	378,200	406,600	
98	304,400	334,900	370,400	388,900			98	295,100	325,300	360,500	378,700		
99	304,900	335,500	370,900	389,400			99	295,600	326,000	361,000	379,200		
100	305,400	336,100	371,300	389,800			100	296,100	326,600	361,400	379,600		
101	305,800	336,500	371,600	390,400			101	296,600	327,000	361,700	380,200		
102	306,300	337,000	372,100	390,900			102	297,100	327,600	362,200	380,700		
103	306,700	337,600	372,400	391,400			103	297,600	328,200	362,600	381,200		
104	307,100	338,100	372,700	391,900			104	298,000	328,700	362,900	381,700		
105	307,500	338,500	373,100	392,600			105	298,400	329,100	363,300	382,400		
106	307,900	339,000	373,600	393,000			106	298,900	329,600	363,800	382,800		
107	308,300	339,500	374,100	393,500			107	299,400	330,100	364,300	383,300		
108	308,600	340,000	374,600	394,000			108	299,700	330,600	364,800	383,800		
109	308,800	340,400	375,100	394,600			109	299,900	331,000	365,300	384,400		
110	309,100	340,700	375,600				110	300,200	331,400	365,800			
111	309,300	341,000	376,100				111	300,400	331,700	366,300			
112	309,600	341,300	376,500				112	300,700	332,000	366,700			
113	309,900	341,600	376,900				113	301,000	332,300	367,100			
114	310,100	342,000	377,300				114	301,200	332,700	367,500			
115	310,400	342,300	377,800				115	301,500	333,000	368,000			
116	310,600	342,600	378,300				116	301,700	333,300	368,500			
117	310,900	342,800	378,700				117	302,000	333,500	368,900			
118	311,100	343,100	379,200				118	302,300	333,800	369,400			

改正後							改正前						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
119	311,400	343,400	379,700				119	302,600	334,100	369,900			
120	311,800	343,600	380,200				120	303,000	334,300	370,400			
121	312,100	343,800	380,600				121	303,300	334,500	370,800			
122	312,400	344,100					122	303,700	334,800				
123	312,700	344,400					123	304,000	335,100				
124	313,000	344,700					124	304,300	335,400				
125	313,200	344,900					125	304,500	335,600				
126	313,400	345,200					126	304,700	335,900				
127	313,700	345,500					127	305,000	336,300				
128	314,100	345,700					128	305,400	336,500				
129	314,300	346,000					129	305,600	336,800				
130	314,600	346,200					130	305,900	337,000				
131	314,900	346,500					131	306,300	337,400				
132	315,300	346,700					132	306,700	337,600				
133	315,500	347,000					133	306,900	337,900				
134	315,800	347,400					134	307,200	338,300				
135	316,100	347,800					135	307,500	338,700				
136	316,400	348,200					136	307,800	339,100				
137	316,600	348,500					137	308,000	339,400				
138	316,900	348,900					138	308,300	339,800				
139	317,200	349,300					139	308,600	340,200				
140	317,500	349,700					140	308,900	340,600				
141	317,700	350,000					141	309,100	340,900				
142	318,000	350,400					142	309,500	341,300				
143	318,400	350,700					143	309,900	341,600				
144	318,700	351,100					144	310,200	342,000				
145	318,900	351,400					145	310,400	342,300				
146	319,100	351,800					146	310,600	342,700				
147	319,400	352,200					147	310,900	343,100				
148	319,700	352,600					148	311,300	343,500				
149	319,900	352,900					149	311,500	343,800				
150	320,100	353,300					150	311,700	344,200				
151	320,400	353,700					151	312,000	344,600				
152	320,700	354,100					152	312,300	345,000				
153	321,100	354,400					153	312,700	345,300				
154	321,300						154	312,900					
155	321,500						155	313,100					
156	321,800						156	313,400					
157	322,100						157	313,700					
158	322,500						158	314,100					
159	322,800						159	314,400					
160	323,100						160	314,700					
161	323,500						161	315,100					
162	323,800						162	315,400					
163	324,100						163	315,700					
164	324,400						164	316,000					
165	324,800						165	316,400					
166	325,100						166	316,700					
167	325,400						167	317,000					
168	325,700						168	317,300					
169	326,100						169	317,700					

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

別表第3 略

参考 略

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

別表第3 略

参考 略

【第2条】盛岡市職員給与支給条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第33条の3まで 略</p> <p>第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第33条の4の2及び第33条の4の3 略</p> <p>第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略</p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第33条の3まで 略</p> <p>第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第33条の4の2及び第33条の4の3 略</p> <p>第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33</p>

改正後	改正前
条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。) から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。	条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。) から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
第33条の6から第37条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和7年条例第 号）</u> (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和8年1月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は同年4月1日から施行する。 2から5まで 略	第33条の6から第37条まで 略 附 則 略
別表第1から別表第3まで 略 参考 略	別表第1から別表第3まで 略 参考 略

【第3条】盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																																				
<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第1条から第5条まで 略 (特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1に掲げる給料表を適用する。</p> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、別表第2の左欄に掲げる号給の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。</p> <p>3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第1に掲げる給料表の号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。</p> <p>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定に基づく給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）及び第7章の規定については、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項、第33条の4第2項及び第33条の5第2項第1号の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略</p> <p>盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第1条から第5条まで 略 (特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1に掲げる給料表を適用する。</p> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、別表第2の左欄に掲げる号給の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。</p> <p>3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第1に掲げる給料表の号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。</p> <p>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定に基づく給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）及び第7章の規定については、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項、第33条の4第2項及び第33条の5第2項第1号の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td><td>この条例</td><td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）</td></tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td><td>職員</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）</td></tr> <tr> <td>第33条の2第1項</td><td>職員が</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td></tr> <tr> <td>第33条の4第2項</td><td>100分の127.5</td><td>100分の97.5</td></tr> <tr> <td>第33条の5第2項第1号</td><td>100分の107.5</td><td>100分の90</td></tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の127.5	100分の97.5	第33条の5第2項第1号	100分の107.5	100分の90	<table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td><td>この条例</td><td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）</td></tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td><td>職員</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）</td></tr> <tr> <td>第33条の2第1項</td><td>職員が</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td></tr> <tr> <td>第33条の4第2項</td><td>100分の125</td><td>100分の95</td></tr> <tr> <td>第33条の5第2項第1号</td><td>100分の105</td><td>100分の87.5</td></tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の125	100分の95	第33条の5第2項第1号	100分の105	100分の87.5
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																			
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）																																			
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）																																			
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																																			
第33条の4第2項	100分の127.5	100分の97.5																																			
第33条の5第2項第1号	100分の107.5	100分の90																																			
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																			
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）																																			
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）																																			
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																																			
第33条の4第2項	100分の125	100分の95																																			
第33条の5第2項第1号	100分の105	100分の87.5																																			
<p>第8条及び第9条 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和8年1月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は同年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の規定、改正後の任期付職員条例第7条第2項の規定並びに第5条の規定による改正後の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）第19条第</p>	<p>第8条及び第9条 略 附 則 略</p>																																				

改正後	改正前																																
2 項及び第22条第2項の規定は同年12月1日から適用する。 (令和7年4月1日前の異動者の号給の調整)																																	
3 令和7年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 (給与の内払)																																	
4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び第5条の規定による改正前の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与及び改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。 (委任)																																	
5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。																																	
別表第1 (第6条関係)	別表第1 (第6条関係)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>408,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>459,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>512,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>579,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>660,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>771,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>900,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	408,000	2	459,000	3	512,000	4	579,000	5	660,000	6	771,000	7	900,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>395,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>444,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>496,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>560,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>639,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>746,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>871,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	395,000	2	444,000	3	496,000	4	560,000	5	639,000	6	746,000	7	871,000
号給	給料月額																																
1	408,000																																
2	459,000																																
3	512,000																																
4	579,000																																
5	660,000																																
6	771,000																																
7	900,000																																
号給	給料月額																																
1	395,000																																
2	444,000																																
3	496,000																																
4	560,000																																
5	639,000																																
6	746,000																																
7	871,000																																
別表第2 略	別表第2 略																																

【第4条】盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																																				
<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第1条から第6条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）及び第7章の規定については、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項、第33条の4第2項及び第33条の5第2項第1号の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td><td>この条例</td><td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）</td></tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td><td>職員</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）</td></tr> <tr> <td>第33条の2第1項</td><td>職員が</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td></tr> <tr> <td>第33条の4第2項</td><td>100分の126.25</td><td>100分の96.25</td></tr> <tr> <td>第33条の5第2項第1号</td><td>100分の106.25</td><td>100分の88.75</td></tr> </tbody> </table> <p>第8条及び第9条 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和8年1月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は同年4月1日から施行する。</p> <p>2から5まで 略 別表第1及び別表第2 略</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の126.25	100分の96.25	第33条の5第2項第1号	100分の106.25	100分の88.75	<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略</p> <p>盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第1条から第6条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）及び第7章の規定については、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項、第33条の4第2項及び第33条の5第2項第1号の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td><td>この条例</td><td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）</td></tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td><td>職員</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）</td></tr> <tr> <td>第33条の2第1項</td><td>職員が</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td></tr> <tr> <td>第33条の4第2項</td><td>100分の127.5</td><td>100分の97.5</td></tr> <tr> <td>第33条の5第2項第1号</td><td>100分の107.5</td><td>100分の90</td></tr> </tbody> </table> <p>第8条及び第9条 略 附 則 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の127.5	100分の97.5	第33条の5第2項第1号	100分の107.5	100分の90
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																			
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）																																			
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）																																			
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																																			
第33条の4第2項	100分の126.25	100分の96.25																																			
第33条の5第2項第1号	100分の106.25	100分の88.75																																			
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																			
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）																																			
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）																																			
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																																			
第33条の4第2項	100分の127.5	100分の97.5																																			
第33条の5第2項第1号	100分の107.5	100分の90																																			

【第5条】盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u> 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第18条まで 略 (会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月末満 100分の80 (3) 3月以上5月末満 100分の60 (4) 3月末満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第20条及び第21条 略 (会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下の条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条から第29条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和7年条例第 号）</u> (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和8年1月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は同年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の規定、改正後の任期付職員条例第7条第2項の規定並びに第5条の規定による改正後の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）第19条第</p>	<p>○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号 改正 略 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第18条まで 略 (会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月末満 100分の80 (3) 3月以上5月末満 100分の60 (4) 3月末満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第20条及び第21条 略 (会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下の条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条から第29条まで 略 附 則 略</p>

改正後	改正前
2 項及び第22条第 2 項の規定は同年12月 1 日から適用する。	
3 略	
(給与の内払)	
4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与、第 3 条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び第 5 条の規定による改正前の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与及び改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。 (委任)	
5 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。	

【第6条】盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u> 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第18条まで 略 (会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月末満 100分の80 (3) 3月以上5月末満 100分の60 (4) 3月末満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 第20条及び第21条 略 (会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条から第29条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和7年条例第 号）</u> (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和8年1月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は同年4月1日から施行する。</p> <p>2から5まで 略</p>	<p>○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号 改正 略 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第18条まで 略 (会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月末満 100分の80 (3) 3月以上5月末満 100分の60 (4) 3月末満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 第20条及び第21条 略 (会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条から第29条まで 略 附 則 略</p>

議案第 176 号

盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年岩手県条例第47号。以下「県条例」という。）の改正に伴う規定の整備をしようとするものである。

2 改正の経緯・背景

(1) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正

令和 7 年 6 月 18 日、学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、教師の待遇改善等を一体的・総合的に進めるため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正が行われた。

○ 教職調整額に係る改正内容

公立の義務教育諸学校等の教員に支給される教職調整額について、幼稚園の教員を除き、給料月額の 4 % から、10% に引き上げる。

※ 10%への引上げは、令和 7 年度（令和 8 年 1 月）から段階的に実施

(2) 県条例の改正

令和 7 年 12 月 県議会において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、小学校、中学校、高等学校等の県費負担教職員の教職調整額を給料月額の 10% に引き上げることを内容とする条例の改正が行われた。

(3) 市の対応

ア 県条例の改正により、県費負担教職員である市立小中学校と、市立高校の教員の教職調整額は 10% に引上げとなる。

イ 市立幼稚園の教員の給与等については、市立小中学校の教員の例によるとしているが、この度の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正において、市立幼稚園の教員の教職調整額は引上げの対象ではないことから、条例にその旨を規定する改正を行う。

3 改正の内容

市立幼稚園の教員に支給する教職調整額は、給料月額の 4 % とする規定を追加する。

4 施行期日

令和8年1月1日

盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成21年3月27日条例第5号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 第1条及び第2条 略 (職務の級等) 第3条 教員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。 2 別表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。 3 義務教育等教員特別手当の月額は、市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定により算定された額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 4 教員（園長及び副園長並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者を除く。）に支給する教職調整額の額は、その者の給料月額の100分の4に相当する額とする。 5 給与及び旅費の支給日及び支給手続については、市の一般職の職員の例による。 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。 2 この条例の施行の日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて同日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間ににおける当該者に対する盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定による教職調整額の支給については、改正後の同条例第3条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。	○盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成21年3月27日条例第5号 改正 略 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 第1条及び第2条 略 (職務の級等) 第3条 教員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。 2 別表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。 3 義務教育等教員特別手当の月額は、市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定により算定された額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 4 給与及び旅費の支給日及び支給手続については、市の一般職の職員の例による。 附 則 略
別表 略	別表 略

議案第 177 号

盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めようとするものである。

2 改正の内容

令和8年度から、乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）が、新たな給付制度として本格実施されることに伴い、「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を制定する内閣府令（令和7年内閣府令第95号）」（令和7年11月13日公布）に基づき、「盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例」において、社会福祉施設等に「特定乳児等通園支援を行う事業」を追加し、運営に関する基準を定める。

3 施行期日

令和8年4月1日

盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																					
○盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例 令和6年3月27日条例第15号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例 第1条 略 (定義) 第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げる施設又は事業及び医療保護施設をいう。 第3条及び第4条 略 (基準の原則) 第5条 社会福祉施設等（医療保護施設を除く。以下同じ。）についてそれぞれ別表第1の中欄に掲げる法律の規定により条例で定めることとされている当該社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準は、この条例（この条例の改正の際の経過措置を含む。）に別段の定めがあるものを除き、それぞれ同表の右欄に掲げる省令等（当該省令等の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準の例によるものとする。この場合において、別表第2の第1欄に掲げる省令等の規定の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。 第6条から第9条まで 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） この条例は、令和8年4月1日から施行する。	○盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例 令和6年3月27日条例第15号 改正 略 盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例 第1条 略 (定義) 第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げる施設又は事業及び医療保護施設をいう。 第3条及び第4条 略 (基準の原則) 第5条 社会福祉施設等（医療保護施設を除く。以下同じ。）についてそれぞれ別表第1の中欄に掲げる法律の規定により条例で定めることとされている当該社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準は、この条例（この条例の改正の際の経過措置を含む。）に別段の定めがあるものを除き、それぞれ同表の右欄に掲げる省令等（当該省令等の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準の例によるものとする。この場合において、別表第2の第1欄に掲げる省令等の規定の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。 第6条から第9条まで 略 附 則 略																					
別表第1（第2条、第5条関係） <table border="1"><thead><tr><th>社会福祉施設等</th><th>法律の規定</th><th>省令等</th></tr></thead><tbody><tr><td>1から27まで 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>28 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業</td><td>子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項</td><td>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（第42条第2項から第7項まで及び第10項並びに附則第5条の規定を除く。）</td></tr><tr><td>29 子ども・子育て支援法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業</td><td>子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項</td><td>特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）</td></tr></tbody></table>	社会福祉施設等	法律の規定	省令等	1から27まで 略			28 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業	子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（第42条第2項から第7項まで及び第10項並びに附則第5条の規定を除く。）	29 子ども・子育て支援法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業	子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）	別表第1（第2条、第5条関係） <table border="1"><thead><tr><th>社会福祉施設等</th><th>法律の規定</th><th>省令等</th></tr></thead><tbody><tr><td>1から27まで 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>28 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業</td><td>子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項</td><td>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（第42条第2項から第7項まで及び第10項並びに附則第5条の規定を除く。）</td></tr></tbody></table>	社会福祉施設等	法律の規定	省令等	1から27まで 略			28 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業	子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（第42条第2項から第7項まで及び第10項並びに附則第5条の規定を除く。）
社会福祉施設等	法律の規定	省令等																				
1から27まで 略																						
28 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業	子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（第42条第2項から第7項まで及び第10項並びに附則第5条の規定を除く。）																				
29 子ども・子育て支援法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業	子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）																				
社会福祉施設等	法律の規定	省令等																				
1から27まで 略																						
28 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業	子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（第42条第2項から第7項まで及び第10項並びに附則第5条の規定を除く。）																				
別表第2 略	別表第2 略																					